

令和2年9月18日
埼玉県警察本部

国費契約等の手続きにおける押印等の省略について

この度、国費契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印及び社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 見積書
- (2) 請書
- (3) 請求書
- (4) 納品又は役務等の完了を確認する書面

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、前記1の書類に

- ・ 「書類の発行権者」の氏名及び連絡先
- ・ 「本件事務担当者」の氏名及び連絡先

を必ず記載して下さい。

記載の連絡先に、こちらから確認のご連絡をさせていただく場合がございます。

3 本件取扱開始日等

令和2年10月1日(木)以降の書類提出日から運用を開始とし、書類の提出先が

- ・ 支出負担行為担当官埼玉県警察会計担当官
- ・ 官署支出官埼玉県警察会計担当官
- ・ 契約担当官埼玉県警察会計担当官

である場合に限りです。

また、本件は国費契約に限ったものであるため、県費(埼玉県知事宛)契約の書類は対象外となります。

その他ご不明な点等は、書類提出先の担当者までお問い合わせ下さい。